

議案第 3 2 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日 提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「より職員」の次に「(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第 5 項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附則第 3 項中「、第 5 項」及び「、同条第 5 項中「前項」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えて適用する前項」と、「4号給（一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職

員にあっては、3号給)」とあるのは「4号給」とを削り、「若しくは第5項」を「、第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

理 由

国の人事院勧告等を考慮し、55歳を超える一般職の職員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。